株式会社うろこ屋 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員一人ひとりが能力を十分に発揮できる働きやすい雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和 8 年 7 月 1 日～令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間

2. 内容　仕事と子育ての両立支援、休暇取得の促進、職場全体で支え合う環境づくり

目標 1：男性の育児休業等の取得を促進し、女性の育児休業取得率 100%を維持する

【対策】

・令和 8 年 7 月～　育児休業、出生時育児休業、育児休業給付金、社会保険料免除等について、社内資料や掲示等により社員へ周知する。

・令和 8 年 7 月～　妊娠・出産の申出があった社員に対し、利用できる制度や申出先、休業中の手続きについて個別に説明する。

・計画期間中　管理職に対し、育児休業を取得しやすい職場づくりと、取得希望者への配慮について周知する。

・計画期間中　休業者の業務分担や引継ぎを事前に調整し、周囲の社員に負担が偏らないよう協力体制を整える。

目標 2：社員 1 人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数を、各年度 10 日以上とする

【対策】

・令和 8 年 7 月～　年次有給休暇の取得状況を定期的に確認し、取得日数が少ない社員には管理職から取得を促す。

・令和 8 年 7 月～　業務予定や人員配置を早めに共有し、社員が計画的に休暇を申請できるようにする。

・各年度　取得状況を確認し、取得が進まない部署・業務について、業務分担や休暇取得方法の見直しを行う。

目標 3：子育て中の社員が、家庭の状況に応じて安心して働き続けられる職場環境を整える

【対策】

・令和 8 年 7 月～　育児・介護休業、子の看護等休暇、所定外労働の制限、短時間勤務等の制度について、社内掲示や資料配布等により周知する。

・計画期間中　育児と仕事の両立に関する相談を受け付け、個々の事情に応じて勤務上の配慮や業務調整を検討する。

・計画期間中　制度利用者だけでなく、業務を支える周囲の社員にも必要な情報を共有し、職場全体で相互に支援できる環境づくりを進める。